

令和元年（ネ）第2203号

控訴人

被控訴人

準備書面（1）

東京高等裁判所部第5民事部 御中

令和元年8月21日

控訴人訴訟代理人

弁護士 平 岩 敬 一

同 喜 田 村 洋 一

同 松 延 成 雄

同 水 谷 渉

同 芝 野 彰 一

同 平 岩 桃 子

控訴人は、今般、本庶佑博士¹の意見書（令和元〔2019〕年8月8日付け）を入手することができたので、これを丙第96号証として提出するとともに、これを援用しながら、控訴理由を補充する。

1 本件記事で用いられた「捏造」の意義

（1）本件記事において、控訴人は「捏造」という語を用いたが、控訴人が用いた「捏造」とは、「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」（「研究活動の不正行為への対応に関する指針」）を意味するのではなく、「科学的な結論を導くことができないにもかかわらず、科学的な一定の結論が得られたとして、この結論を成果発表会やテレビで発表したこと」に対する評価として用いたものである（控訴理由書18頁以下参照）。

すなわち、「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である」とした箇所、この語を用いたのは、

チャンピオンデータには「再現性も統計的意味もない」ため、これを基として結論を引き出すことはできない。それにもかかわらず、チャンピオンデータを基にして議論し、何からの結論が出たとするのは非科学的な論証であり、これを科学と呼ぶことはできない。被控訴人の発表はマウス実験を基にしてなされたものであるが、この実験で用いられたマウスは1匹しかいなかったのであり、その実験結果には、再現性も統計的意味もない。このため、この実験結果から、科学的な結論を導き出すことは不可能である。

¹ 京都大学名誉教授・高等研究院特別教授。平成17（2005）年日本学士院会員。平成25（2013）年文化勲章。平成30（2018）年、「免疫抑制の阻害によるがん療法の発見」で、ノーベル生理学・医学賞。

それにもかかわらず、被控訴人は、マウス実験から一定の結論が得られたように報じたのであり、これは「捏造」と呼ばれるものである。

と判断されたためである（控訴理由書 15～21 頁）。

（2）また、控訴人が、「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したのだという。これは重大な捏造である。」とした箇所、この語を用いたのは、

本件で用いられたマウスは 1 匹であったから、その実験結果から、科学的な結論を導き出すことはできない。

のみならず、被控訴人は、A 氏が発表した平成 27（2018）年 12 月 28 日のプロGRESSミーティングに出席していたから、子宮頸がんワクチンを用いた場合だけでなく、インフルエンザワクチン及び B 型肝炎ワクチンを用いた場合にも緑色に発色した例があることを知っていたし、そのことについて A 氏に指摘もしていた。それにもかかわらず、被控訴人は、その後の成果発表会及びテレビ番組において、他のワクチンでも同様の結果が出ていることを秘したまま、子宮頸がんワクチンを接種した場合だけ緑色に発色したことを示すようなスライドを用いて発表した。

このように、被控訴人は、反対事実の存在を知らながら、これを明らかにせず、敢えて、子宮頸がんワクチンを接種した場合にだけ特定の結果が出ることを、確定的なものとして成果発表会で発表したものであり、これは捏造と評価される。

と判断されたためである（控訴理由書 21～25 頁）。

- (3) 信州大学調査委員会は、平成 28（2016）年 11 月 15 日、本調査の結果、「〔被控訴人が〕使用したスライドには、本件マウス実験の結果を断定的に表現した記述・・・も含まれていたことから、後になって本件マウス実験の結果が科学的に証明されたかのような情報として社会に広まってしまったことについては否定できない。」（丙 2・2 頁）と判断した。

そして、信州大学は、「確定的な結論を得たかのような印象を与える発表」を、成果発表会やマスメディアに対して行ったことを理由に、被控訴人を学長厳重処分とし、これを承けて、被控訴人は、信州大学医学部教授を辞任した（同年 12 月 14 日）。

また、厚生労働省は、同年 11 月 24 日、「平成 28 年 3 月 16 日の成果発表会における池田修一氏の発表内容に関する厚生労働省の見解について」を発表し、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く結果となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております」（丙 1）としている。

このように、被控訴人の発表が、マウス実験の結果を断定的に表現するものであり、確定的な結論を得たかのような印象を与えるものであって、同実験の結果が科学的に証明されたかのような情報として社会に広まり、国民に対して誤解を招いたことは、信州大学及び厚生労働省も認めるところである。

2 本庶博士の意見書が指し示すもの

(1) 本庶博士は、その意見書（丙96）において、

通常、生命科学の研究結果を発表するに当たって、研究者は何回も反復し、この数が統計的に有意な数にする。その結果に基づいて発表を行うことが生命科学者の常識であり、責務である。もしこれを怠り、一例の結果に基づき結論を導き、発表をした後で、その結果の再現性を得られなかった時には、その研究者は信頼を失う。

と述べている（丙96・1頁）。

本件のマウス実験は1匹しか用いなかったものであり、被控訴人はこの結果に基づき結論を導いたが、信州大学の調査委員会では、被控訴人の結論を再現することはできなかった。

上に見たとおり、被控訴人は、信州大学調査委員会の認定の後、学長嚴重処分を受け、最終的には、医学部教授の身分を失った。本件発表から医学部教授辞任に至る、被控訴人の身分の推移は、本庶意見書が上に示すところが正しいことを疑問の余地なく証明している。

(2) また、本庶意見書は、

意図的に事実を歪曲する捏造は、誰にも明らかな罪である。しかし、生命科学の研究において、明らかに結論を導くことが不適切である条件下で、例えば「一例に基づき」結論を出したなどという行為は、生命科学研究者の常識としては、作為の捏造と同等である

としている（丙96・1～2頁）。

ここで明確に述べられているとおり、「一例に基づき」結論を出すな

どという行為は、明らかに結論を導くことが不適切である条件下であるところで結論を出すものであり、「生命科学研究者の常識としては、作為の捏造と同等である」というのである。

「生命科学研究者の常識」がどのようなものかについて、日本の医学者、生命科学研究者の最高峰である本庶博士が示すところは明らかであり、その内容には十分な説得力がある。

これに照らせば、被控訴人の発表が、「作為の捏造と同等である」と評価されるべきは明らかである。

3 控訴人の「捏造」の語の使用が辞書の字義とも合致すること

(1) 「捏造」は、国語辞典では、「事実でない事を事実のようにこしらえて言うこと」(広辞苑)と説明されている。

控訴人が本件記事で用いた「捏造」の語は、被控訴人が、「1匹のマウスを用いた実験結果からは結論を導きえないことが明らかであるのに、断定的な結論を出したこと」、「反対証拠の存在を認識しているにもかかわらず、これを無視し、これに触れることなく、確定的な結論を出したこと」に対する評価として用いたものであることは、1で述べたとおりである。

(2) 控訴人が問題にしたのは、たとえば、チャンピオンデータを基にして一定の結論を出すことは不可能であるにもかかわらず、その結論を断定的なものとして発表することである。

この発表に接する国民は、控訴人が導いた「一定の結論」を知ることになるのであり、この「結論」が国民の理解する「事実」である。

しかし、科学者の眼からすれば、チャンピオンデータからそのような結論を引き出すことはできないのであるから、そのような結論はありえないものであり、存在しえないものである。

控訴人は、医師として、「そのような結論（＝事実）はありえないし、存在しえない」と判断し、ジャーナリストとして、本件記事を執筆し、これを「捏造」として国民に問うたのである。

このような控訴人の判断が、辞書にいう「事実でないことを事実のようにこしらえて言うこと」という「捏造」の意味に合致することは明らかである。本席意見書が明らかにしたとおり、一例の実験から結論を導くことができないのは、「生命科学研究者の常識」なのであり、それにもかかわらず、その「常識」を無視して、一定の結論を導くという行為は、辞書にいう「事実のようにこしらえて言うこと」に相当することが明らかである。

（３）以上のとおり、控訴人が用いた「捏造」の意義は、この語の辞書的な字義に外れるものでもない。

以上